

新設分割に関する事前開示書面

2025 年 9 月 8 日
日本電設工業株式会社

新設分割に関する事前開示書面

2025 年 9 月 8 日

東京都台東区池之端一丁目 2 番 23 号

日本電設工業株式会社

代表取締役社長 安田 一成

日本電設工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2025 年 9 月 8 日付け分割計画書に基づき、新たに設立する J C r o c 株式会社（本店所在地：東京都台東区、以下「新設会社」といいます。）に対し、2025 年 10 月 1 日を分割期日（会社法第 924 条第 1 項第 1 号へに基づき分割会社が定める日）として、その全事業のうちの一部である電気通信事業を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます。）を行うことと致しました。

会社法第 803 条第 1 項および同法施行規則第 205 条に基づき、下記の事項を本書面により開示します。

1. 新設分割計画の内容（会社法第 803 条第 1 項第 2 号）

2025 年 9 月 8 日付け分割計画書の内容は、別紙「新設分割計画書」のとおりです。

2. 会社法第 763 条第 1 項第 6 号から第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 号イ）

新設会社は、本件新設分割に際して 4 千株を発行し、その全てを分割会社に割当交付致します。分割会社に交付される新設会社の株式の数につきましては、分割会社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、これを任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

新設会社の資本金および準備金の額につきましては、今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙の新設分割計画書第 4 条に記載のとおりとすることに致しました。当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

3. 分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）

該当事項はありません。

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務および新設会社の債務（分割会

社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 205 条第 7 号)

(1) 分割会社について

本件新設分割の効力発生日以後における分割会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件新設分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本件新設分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 新設会社について

本件新設分割の効力発生日以後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本件新設分割の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

別紙 1 新設分割計画書

新設分割計画書

日本電設工業株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社が営む電気通信事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する J C r o c 株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、2025 年 9 月 8 日付けで、以下のとおり分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第 1 条 （定款記載事項）

新設会社の商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、その他定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。なお、新設会社の設立時の本店の所在場所は、東京都台東区池之端一丁目 2 番 1 1 号とする。

第 2 条 （新設会社の設立時取締役、設立時監査役および設立時代表取締役）

新設会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役 野口 誠一

設立時取締役 杉田 真一

設立時取締役 小島 哲

設立時取締役 阿部 裕之

設立時取締役 坂井 奈穂子

設立時取締役 早田 雄司

設立時監査役 佐藤 健一

2. 新設会社の設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 野口 誠一

第 3 条 （本分割に際して発行する株式に関する事項）

新設会社は、本分割に際して、本分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、普通株式 4 千株を発行し、その全部を分割会社に割当交付する。

第 4 条 （新設会社の資本金および準備金等）

新設会社の設立時の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本計画書第 6 条に定める本分割の効力発生日における資産および負債の状況等により、これを変更することができる。

① 資本金の額 5 千万円

- ② 資本準備金の額 1 億 5 千万円
- ③ 利益準備金の額 0 円

第 5 条（承継する権利義務）

新設会社は、本分割により、別紙 2「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務その他の権利義務（以下「分割承継資産等」という。）を承継する。ただし、分割会社の従業員との雇用契約その他該当従業員の雇用に関する一切の契約を継承しない。また、本分割においては、新設会社は、別紙 2「承継権利義務明細表」において定めるもの以外の分割会社の債務（不法行為によって生じた債務を含むがこれに限らない）は承継しないものとする。

2. 新設会社が分割会社から承継する債務については、分割会社が全て併存的債務引受をする。

第 6 条（分割期日および効力発生日）

会社法第 9 2 4 条第 1 項第 1 号へに基づき分割会社が定める日（以下「分割期日」という。）は、2025 年 10 月 1 日とする。ただし、分割期日前において、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により、分割会社は、これを変更することができる。

2. 新設会社は、会社法第 9 2 4 条第 1 項の登記をした日（以下「効力発生日」という。）に成立する。

第 7 条（競業避止義務の免除）

分割会社は、本分割の効力発生日以降においても、本事業について競業避止義務を負わないものとする。

第 8 条（本分割計画の変更または中止）

本計画書作成後、本分割の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、分割会社の財産または経営状態に重大な変更が生じたときなどやむを得ない事由がある場合は、分割会社は、本計画に定める条件を変更し、または本分割を中止することができる。

以上

2025 年 9 月 8 日

分割会社：東京都台東区池之端一丁目 2 番 23 号

日本電設工業株式会社

代表取締役社長 安田 一成

別紙1「定款」

J C r o c 株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、J C r o c株式会社と称し、英文ではJ C r o c C O., L T D. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に定める電気通信事業
- (2) 電気通信に関する機器の研究、開発、製造、運用、保守、販売および賃貸
- (3) 電気通信に関するソフトウェアの研究、開発、製作、運用、保守、販売および賃貸
- (4) 電気通信に関する市場調査およびシステムの開発
- (5) 電気通信設備およびこれに附帯する設備の研究、開発、製作、設置、運用、メンテナンス、販売、賃貸ならびにこれらの請負
- (6) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (7) 前各号に関連するコンサルティングおよびシステム・エンジニアリング
- (8) 国内外の電気通信事業等に関する情報収集、調査研究
- (9) 不動産の賃貸、売買、仲介および管理
- (10) 情報システムの開発、運用および管理ならびに販売
- (11) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会および監査役を設置する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は10万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第8条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に割り当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項および会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名または記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録および信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消または信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印してしなければならない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載または記録の請求手続その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合には、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換または吸収分割その他これに準ずる事由により当社の議決権を有する株式を取得した者の全部または一部を、当該定時株主

総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

- 3 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。なお、取締役社長が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、当該株主総会の目的事項について議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号または第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合において、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主

総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役社長は代表取締役とする。このほか取締役会の決議によって前項の役付取締役の中から代表取締役を選定することができる。

3 取締役社長は、取締役会の決議に基づき当社の業務の執行を統轄する。

4 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、取締役会において定めた業務を執行する。

5 取締役社長が事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決に加わることができない。
- 3 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

- 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備置く。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役の責任の一部免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第30条 監査役の員数は、1名以上とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任の一部免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

2 剰余金の配当は、その支払確定の日から3年を経過しても受領のないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

3 未払いの配当金には利息を付けないものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2026年3月31日までとする。

(設立時取締役等)

第38条 当会社の設立時取締役、設立時監査役および設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	野口 誠一、杉田 真一、小島 哲、阿部 裕之、坂井 奈穂子、 早田 雄司
設立時監査役	佐藤 健一
設立時代表取締役	野口 誠一

(設立時の本店所在場所)

第39条 当会社の設立時の本店所在場所は、東京都台東区池之端一丁目2番11号とする。

(法令の準拠)

第40条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

(附則の削除)

第41条 本章(附則)は、当会社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、その全条文を削除するものとする。

別紙 2「承継権利義務明細表」

分割承継資産等は、効力発生日において本事業に属する次に記載する資産、負債および権利義務とする。分割承継資産等のうち資産および負債については、2025 年 3 月末日現在の分割会社の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 新設会社が承継する資産

(1) 流動資産 現預金 2 億円

(2) 固定資産

① 有形固定資産 なし

② 無形固定資産 なし

③ 投資その他資産 なし

④ 繰延資産 なし

2. 新設会社が承継する負債

(1) 流動負債 なし

(2) 固定負債 なし

3. 新設会社が承継する契約

本事業に関する仕入先、得意先、業務委託先およびその他取引先との契約ならびにその他承継対象資産、負債に関する一切の契約

4. 新設会社が承継するその他の権利義務

(1) 許認可

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づく電気通信事業者の登録（登録番号：関第 112 号）および本事業に関して取得している許可、認可、承認、登録、届出等であって法令上承継可能なもの

(2) 知的財産権

本事業にかかる知的財産権、ノウハウ一切

以上